

2018年7月11日

お客様各位

四国労働金庫
理事長 小川 俊
香川県高松市浜ノ町72番3号

平成30年7月豪雨による
「災害救援ローン」および「災害救援住宅ローン」の実施について

今回の「平成30年7月豪雨」は、四国全域に多くの被害を発生させました。

その被害を受けた多くの勤労者が一日も早く被災から復興し本来の暮らしに戻れるように、できる限りの支援を行うことが福祉金融機関である〈四国ろうきん〉の役割です。

四国労働金庫（高松市：理事長 小川 俊）は、生活の建て直しに要する生活資金や住宅の復旧費用について、「災害救援ローン（無担保）」と「災害救援住宅ローン（有担保）」の取扱いを開始いたします。

概要は、以下のとおりです。

記

1. 「災害救援ローン（無担保）」の概要

融資対象者	平成30年7月豪雨に係る災害により被災された方で、労働金庫の取引資格を有する方
融資利率	固定金利 年0.8%（保証料は、別途徴求いたします）
保証機関	日本労信協
融資限度額	1,000万円以内（資金用途により、別途上限設定あり）
融資期間	生活資金 10年以内（1年以内の据置返済可） 住宅資金 25年以内（1年以内の据置返済可）
申込受付期間	2019年3月31日まで
特記事項	罹災証明書については、組織労働者・未組織労働者の区別なく、本人申告による取扱いを可とします。

2. 「災害救援住宅ローン（有担保）」の概要

融 資 対 象 者	平成 30 年 7 月豪雨に係る災害により被災された方で、労働金庫の取引資格を有する方
融 資 利 率	固定金利 20 年以内 年 0.8% 20 年超 40 年以内 年 1.0% (保証料は通常の保証料率とし、別途徴求いたします)
保 証 機 関	日本労信協
融 資 限 度 額	5,000 万円以内
融 資 期 間	40 年以内 (1 年以内の据置返済可)
申込受付期間	2019 年 3 月 31 日まで
特 記 事 項	罹災証明書については、組織労働者・未組織労働者の区別なく、本人申告による取扱いを可とします。

※ ご不明な点につきましては、営業店窓口までお問い合わせください。